

[課題]

第2回課題 (1500字～2000字)

次のテーマから1つを選択して、論述しなさい。

(1) 裁判員制度について

[本文]

日本の裁判員制度は、アメリカやイギリスの陪審制とドイツやフランス、イタリアの参審制を参考として、2009年5月より、全国60ヶ所の地方裁判所で実施されている。陪審制とは、基本的に、犯罪事実の認定（有罪かどうか）は陪審員のみが行い、裁判官は法律問題（法解釈）と量刑を行う制度である。陪審員は、事件ごとに選任される点に特色がある。一方、参審制とは、基本的に、裁判官と参審員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか法律問題についても判断を行う制度である。参審員は、任期制で選ばれる点に特色がある。裁判員制度は、裁判員と裁判官が合議体を形成するという点では参審制と同様である。

裁判員は事実認定と量刑を行い、法律問題は裁判官のみで行う点で参審制とは異なる。他方、裁判員が事件ごとに選任される点では陪審制と同じである。このように、裁判員制度は、参審制・陪審制のいずれとも異なる日本独自の制度だと言える。¹

裁判員は選挙人名簿に載っている国民の中から、毎年、くじで選んで裁判員候補者名簿が作られる。裁判所は時件ごとに抽選で一定数を抽出の上、選ばれた候補者に裁判所に出頭する日時を通知する。通知を受けた裁判員候補は、被告人や被害者と関係がないか、辞退希望がある場合はその理由などについて裁判官から質問を受ける。原則6人が選ばれるが、被告人が事実関係を争わない場合は4人選出される。²

裁判員制度が適用される事件は、地方裁判所で行われる刑事事件のうち、死刑または無期の懲役・禁錮にあたる罪など重大犯罪に関する事件であって、故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時件である。例えば殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、強姦致死罪、危険運転致死罪などである。

裁判員に選ばれると、担当する刑事裁判について、原則として連日、公開法廷で行われる公判に出席し、裁判官と一緒に被告人や証人に質問したり証拠を調べたりする。公判で明らかになった事実を基礎に、被告人が有罪か無罪か、有罪だとするとどんな刑を科すべきかを裁判官と一緒に話し合って決定する。評決は多数決となるが、裁判員と裁判官のそれぞれ1人以上が賛成しなければならない。この点が陪審制とも参審制とも異なる点である。判決の宣告は、裁判員立会のもとで、裁判官が公開の法廷で行う。これで裁判員の仕事は終了である。³

実際に裁判員裁判が始まって、量刑の幅が広がる事例が増えている。例えば、性犯罪の裁判では、制度開始前と比べて刑が重くなる傾向がある。これは裁判官よりも一般の市民のほうが「卑劣な犯罪は厳しく罰する」という感覚が働いていることを示している。他方、介護の苦しきの末

に殺人に至ったような事件では、個別の事情を考慮して刑務所に服役するのではなく執行猶予を付ける判決も増えるなど、一般市民の感覚がしっかりと反映されている。ある裁判員経験者は、被告人が今後立ち直ることにどのようにつながるかを深く考え、量刑を決めたと話している。有罪無罪の判断だけではなく、量刑を決める裁判員制度に市民が参加することで、被害者感情だけでなく、加害者の将来も考えた、血の通った裁判が増えているとの声もある。⁴

しかし、裁判員制度にはいまだに反対意見もある。日本国憲法で定められた「裁判官の独立」を侵すもので憲法違反ではないかという意見である。そもそも刑罰は一般市民が勝手に科してはならないという理由から、国家が独占的に刑事裁判を行い、刑罰を決めてきた歴史がある。刑事手続に情に流されやすい民意を反映させず、裁判のプロである裁判官に全面的に委ねた方が公正な結果につながるという見解である。実際に地裁の裁判員裁判で出た死刑判決が重過ぎると、8ヶ月の間に、次々と高裁で破棄されたこともあった。公判の前に争点を可能な限り整理して短期間で行うため、多くの証拠や証言が見落とされてしまうのだ。⁵

ほかにも、裁判員の仕事をしたくない人が強制的にくじで選ばれることは、憲法上の「苦役からの自由」に反するという意見もある。被告人やその仲間から仕返しされる危険性や死刑を多数決で決めていいのかという懸念もある。また、刑事事件に限るのではなく、むしろ企業や国、市町村などを相手取った、公害や薬害にまつわる行政事件、消費者に関する民事事件を対象とすべきではないかとの意見もある。⁶

裁判員制度も決して完成されたものではなく、これからの民意で改善すべき点の多い制度である。

文字数：1970 字

<引用・参考文献>

¹ 最高裁判所「裁判員制度 Q&A | 裁判員制度」
<https://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>（閲覧日 2024 年 4 月 28 日）

² 木俣由美『ゼロからはじめる法学入門』法律文化社、2014、pp.37-38 参考。

³ 同上、pp.38 参考。

⁴ 大城聡「裁判員制度のこれまでと今後の課題」『国民生活』、No.106（2021 年 6 月号）、
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202106_04.pdf（閲覧日 2024 年 4 月 28 日）

⁵ 朝日新聞、2014 年 2 月 28 日付朝刊、p.39

⁶ 木俣由美前掲書、pp.40 参考